

平成 22 年度

信書便制度説明会 参加申込書

参加
無料

～信書便の利用で経費削減・業務拡大を～

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月の信書便法の施行により、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参入が進んでいます。また、コンプライアンス（法令遵守）が厳しくなっている中、信書の送達は信書便事業者でなければ取り扱うことができません。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状等について、第2部で事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

日時：平成22年12月2日（木曜日） 午後2時から午後4時30分まで

会場：高知港湾合同庁舎 2階 第2会議室

高知市棧橋通5丁目4-55

（JR土讃線高知駅下車土佐電鉄にて棧橋通5丁目下車（乗車時間15分）徒歩2分）

内容：【第1部】午後2時から午後3時30分まで

◆全参加者対象

- ・ 信書便制度の概要
- ・ 信書便事業の現状とサービス利用事例



【第2部】午後3時40分から午後4時30分まで

◆事業参入希望者対象

- ・ 特定信書便事業の許可申請手続

申込方法

参加をご希望の方は、下記の申込書によりファックス(089-936-5007)、またはメール (shikoku-shinshobin@soumu.go.jp) にて、11月25日（木曜日）までにお申し込みください。なお、参加希望者が多い場合は制限させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

参加申込書（ファックス：089-936-5007）

参加	第1部 / 第2部
団体名	
連絡先	電話番号 住所
参加者名	(所属・役職・氏名)

※会場は駐車場が少ないため、できるだけ公共交通機関を利用してお越しください。

※ご連絡いただきました氏名等の個人情報、参加集約、ご連絡、資料送付以外には使用いたしません。

＜お問い合わせ先＞ 総務省 四国総合通信局 信書便監理官 山口 TEL:089-936-5031